

改定の概要（平成 23 年度からの改定）

基本的な見直しの考え方

財政状況に関わらず、適正な受益者負担を確保していく観点から、3年毎に定期的な見直しを実施するものです。

平成 16 年 1 月に策定した「習志野市使用料、手数料等の単価の積算基準」に基づき、改正を行います。

1. 今回、見直しの対象となる主な使用料・手数料

使用料

1. 使用料条例の一部改正

- ① 市民会館 ホール使用料
- ② 新習志野公民館 陶芸窯使用料（素焼き、本焼き）
- ③ 勤労会館 体育場他施設使用料

2. 使用料条例以外の使用料の一部改正

- ① 海浜霊園・鷺沼霊堂 管理料
- ② 富士吉田青年の家 体育館使用料
- ③ 下水道使用料

手数料

1. 手数料条例の一部改正

- ① 消防関係等手数料（標準額を定める政令の改正によるもの）
- ② 習志野市民証の交付手数料

2. 手数料条例以外の手数料の一部改正

- ① 診断書等証明書交付手数料（急病診療所・休日急病歯科診療所）
- ② 一般廃棄物処理手数料

※ 上記使用料・手数料以外で改正を予定しているもの

- ① 保育所 保育料
- ② こども園 長時間児保育料

2. 今回、見直しの対象とならない使用料・手数料

1. 法令や千葉県条例等の規定する額に合わせる使用料・手数料で、基準となる規定の改正がないもの、等

(使用料)

- ① 道路占用料 ② 都市公園占用料、等

(手数料)

- ① 戸籍関係 ② 高等学校入学料 ③ 入学検査料、等

2. 指定管理者制度導入施設

指定管理者制度導入施設は、指定管理の更新時に使用料の見直しを行うこととしますので、今回、改正する予定はありません。

(本市においては、平成18年4月より、指定管理者制度を導入している施設のうち、使用料を定めている施設は14施設あります。)

① 利用料金制を採用している施設：11施設

(袖ヶ浦体育館、東部体育館、袖ヶ浦・実籾・秋津の各テニスコート、実花水泳プール、秋津サッカー場、秋津野球場、中央公園パークゴルフ場、茜浜パークゴルフ、谷津干潟自然観察センター)、

② 利用料金制を採用していない施設：3施設

(谷津CC、東習志野CC、ゆうゆう館)

3. 改定する増減率が±5%未満のもの

現在の使用料・手数料と原価の差額について、改定率が±5%以上の差がある使用料・手数料について、改正します。

差額が±5%未満については、改正しません。

3. 利用者の急激な負担増に対する処置 → 1.2倍を上限額

利用者の急激な負担増に考慮し、従前の使用料・手数料の1.2倍を改正の上限額とします。